

託送供給等約款別冊 系統連系技術要件

2025年4月1日 実施



九州電力送配電

託送供給等約款別冊 系統連系技術要件

目 次

I	総 則	1
1	目 的	1
2	適 用 の 範 囲	1
3	協 議	1
II	低 圧 系 統 連 系	3
II-1	発 電 設 備 等 の 連 系 要 件	3
4	電 気 方 式	3
5	運転可能周波数・並列時許容周波数	3
6	力 率	4
7	高 調 波	4
8	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	5
9	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	6
10	不要解列の防止	6
11	保護装置の設置場所	11
12	保護リレーの設置相数	11
13	保護装置の設置	12
14	解 列 箇 所	13
15	発電機運転制御装置の付加	13
16	接 地 方 式	14
17	直流流出防止変圧器の設置	14
18	電 圧 変 動	14
19	短 絡 容 量	16
20	過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置	16
21	発電設備等の種類	17

22	発電機諸元	17
23	フリッカ	18
24	サイバーセキュリティ対策	19
II-2	需要設備の連系要件	20
25	電気方式	20
26	力率	20
27	高調波	20
28	フリッカ	20
III	高圧系統連系	21
III-1	発電設備等の連系要件	21
29	電気方式	21
30	運転可能周波数・並列時許容周波数	21
31	力率	22
32	高調波	22
33	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	22
34	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	23
35	不要解列の防止	24
36	保護装置の設置場所	28
37	保護リレーの設置相数	28
38	保護装置の設置	29
39	解列箇所	30
40	発電機運転制御装置の付加	31
41	自動負荷制限	31
42	線路無電圧確認装置の設置	32
43	接地方式	33
44	直流流出防止変圧器の設置	33
45	電圧変動	33
46	短絡容量	35

47	発電機定数・諸元	36
48	昇圧用変圧器	37
49	連絡体制	37
50	バンク逆潮流の制限	38
51	フリッカ	39
52	サイバーセキュリティ対策	40
Ⅲ－２	需要設備の連系要件	42
53	電気方式	42
54	力率	42
55	保護装置の設置	42
56	高調波	42
57	フリッカ	44
58	電圧変動	44
59	サイバーセキュリティ対策	44
Ⅳ	特別高圧系統連系	45
Ⅳ－１	発電設備等の連系要件	45
60	電気方式	45
61	運転可能周波数・並列時許容周波数	45
62	力率	46
63	高調波	46
64	需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制	46
65	送電容量制約による発電設備等の出力の抑制	47
66	不要解列の防止	48
67	保護装置の設置	50
68	再閉路方式	54
69	保護装置の設置場所	54
70	解列箇所	54
71	保護リレーの設置相数	55

72	自動負荷制限・発電抑制	55
73	線路無電圧確認装置の設置	56
74	発電機運転制御装置の付加	57
75	中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施	62
76	直流流出防止変圧器の設置	62
77	電圧変動	62
78	出力変動対策	64
79	短絡・地絡電流対策	66
80	発電機定数・諸元	66
81	昇圧用変圧器	69
82	連絡体制	70
83	電気現象記録装置	71
84	サイバーセキュリティ対策	72
IV-2	需要設備の連系要件	73
85	電気方式	73
86	力率	73
87	保護装置の設置	73
88	線路無電圧確認装置の設置	73
89	連絡体制	74
90	高調波	74
91	フリッカ	76
92	電圧変動	76
93	サイバーセキュリティ対策	77

I 総 則

1 目 的

この系統連系技術要件は、託送供給等約款 8（契約の要件）(1)ニ，(2)ハまたは(3)ハにもとづき，電気設備を当社電力系統（以下「系統」といいます。）に電氣的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたって，系統の安定運用維持および当社供給設備との技術的協調を図るうえで必要となる技術要件を示したものです。

2 適 用 の 範 囲

(1) この系統連系技術要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに需要設備または需要者の需要設備を系統に連系する場合に適用いたします。

なお，既に系統に連系している発電設備等であっても，当該設備等のリプレース時，パワーコンディショナー等の装置切替時または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更が必要となる場合等をいいます。）には，この系統連系技術要件を適用いたします。

また，需要者が需要場所内において発電設備等を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備等もしくは需要設備を系統に連系する場合についても，この系統連系技術要件を適用いたします。

(2) この系統連系技術要件において，契約者とは，事業場所内の発電設備等または需要設備を系統に連系する者をいいます。

3 協 議

この系統連系技術要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この系統連系技術要件に定めのない事項も含め，個別に

協議させていただきます。

Ⅱ 低 圧 系 統 連 系

Ⅱ－１ 発電設備等の連系要件

４ 電 気 方 式

発電設備等の電気方式は、次の場合を除き、連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式）と同一としていただきます。

- (1) 最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合
- (2) 単相３線式の系統に単相２線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に、受電地点のしゃ断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策または発電設備等を解列する対策を行なう場合

５ 運転可能周波数・並列時許容周波数

- (1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

イ 連続運転可能周波数

58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下

ロ 運転可能周波数

57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2ヘルツでは10分程度以上、57.6ヘルツでは1分程度以上としていただきます。

また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、事故時運転継続要件（以下「F R T要件」といいます。）の適用を受ける発電設備等

の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，2秒といたします。

ハ 逆変換装置を用いた発電設備等でF R T要件の適用を受けない設備は，ロの限りではありません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正值に維持するため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は，標準周波数+0.1ヘルツから+1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし，離島等，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

6 力 率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

7 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント，各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

また，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，27（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

8 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

- (1) 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備、風力発電設備および蓄電池の場合

当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし、ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

- (2) 逆潮流のある発電設備等のうち、火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める地域資源バイオマス電源であって、燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）の場合

発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下、バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし、停止による対応も可能といたします。

- (3) (1)および(2)の場合、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策内容を協議させていただきます。また、実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

9 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆流のある発電設備等のうち10キロワット以上の設備には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置、その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

10 不要解列の防止

(1) 保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき、保護協調を図ることを目的に、適正な保護装置を設置していただきます。

なお、構内設備の故障に対しては、これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため、構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

イ 発電設備等の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないために、発電設備等を即時に解列すること。

ロ 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。

ハ 上位系統事故時等の連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ 事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下、周波数変動等により、発電設

備等の一斉解列，出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別ごとに定められるF R T要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきF R T要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		残電圧20パーセント以上 (運転継続)	残電圧20パーセント未満 (運転継続またはゲートブロックによる出力停止)	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下 (運転継続)	60ヘルツ系統
単相	太陽光	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ[°] 状に±1.0ヘルツ，3サイクル間継続 - ランブ[°] 上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ
	風力	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ[°] 状に±1.0ヘルツ，3サイクル間継続 - ランブ[°] 上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ
	蓄電池	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰 (RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。)	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰 (RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため，0.4秒以内の復帰としてもよい。)	- ステップ[°] 状に±1.0ヘルツ，3サイクル間継続 - ランブ[°] 上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ
	燃料電池	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ[°] 状に±1.0ヘルツ，3サイクル間継続 - ランブ[°] 上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ

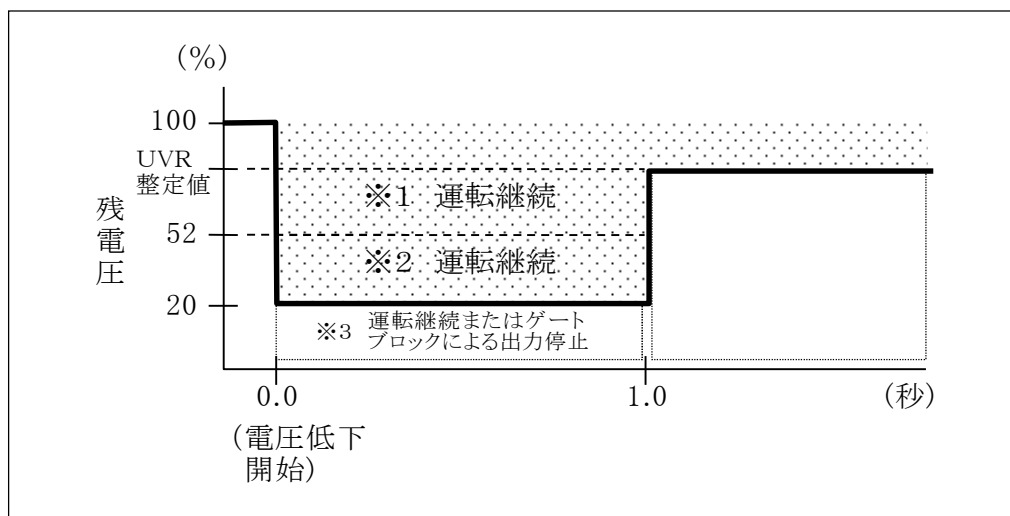
発電設備等			電圧低下			周波数変動 (運転継続)
			残電圧20パーセント以上 (運転継続)	残電圧20パーセント未満 (運転継続またはゲートブロックによる出力停止)	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下 (運転継続)	60ヘルツ系統
単相	ガスエンジン	単機出力2キロワット未満	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ランプ上の±2ヘルツ/秒(周波数上限)61.8ヘルツ(周波数下限)57.0ヘルツ
		単機出力2キロワット以上10キロワット未満※				
	複数直流入力システム		- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰(RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4秒以内としてもよい。)	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間1.0秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰(RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。また、負荷追従制御〔構内の負荷電力に応じて出力制御〕状態にて復帰動作する場合は、出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため、0.4秒以内としてもよい。)	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ランプ上の±2ヘルツ/秒(周波数上限)61.8ヘルツ(周波数下限)57.0ヘルツ
		燃料電池がエンジン＋蓄電池	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ランプ上の±2ヘルツ/秒(周波数上限)61.8ヘルツ(周波数下限)57.0ヘルツ

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		残電圧20パーセント以上 (運転継続)	残電圧20パーセント未満 (運転継続またはゲートブロックによる出力停止)	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下 (運転継続)	60ヘルツ系統
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
	風力	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ランプ上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ

※発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

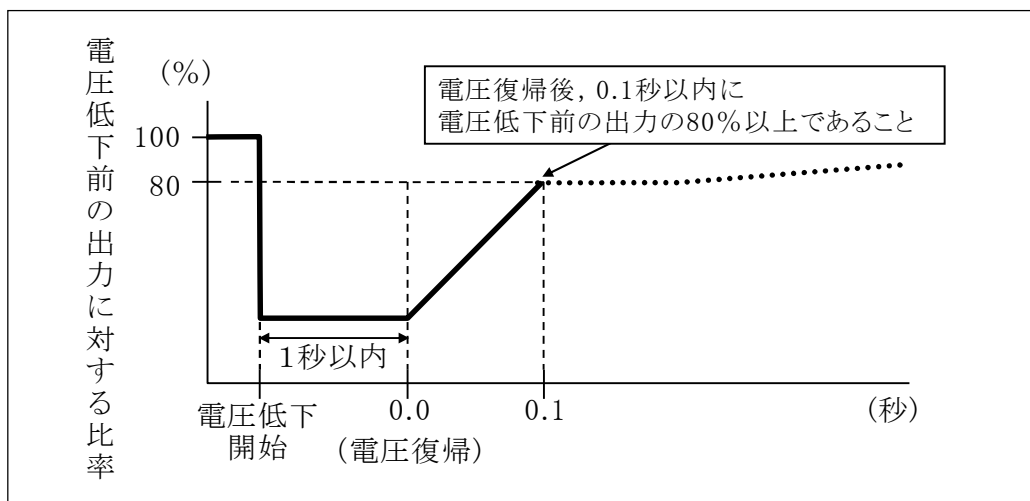
F R T要件のイメージ（太陽光発電設備の例）

電圧低下耐量

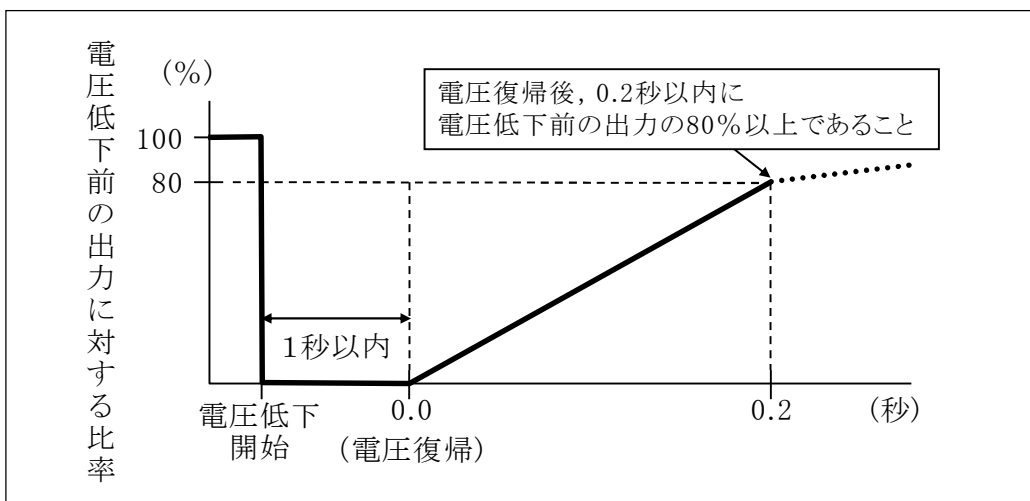


- ※1 残電圧が52パーセント以上の場合は電圧低下中に41度位相変化を考慮すること。
- ※2 残電圧が20パーセント以上52パーセント未満の場合は位相変化がないものとしたします。
- ※3 位相変化をとみなわない電圧低下時に限ります。
(位相変化がある場合は解列可)

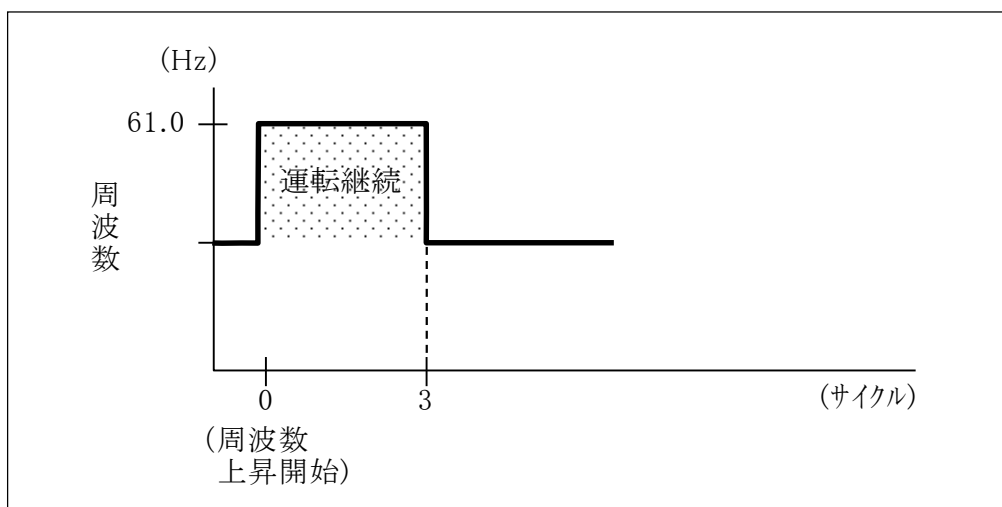
出力復帰動作（残電圧20パーセント以上の場合）



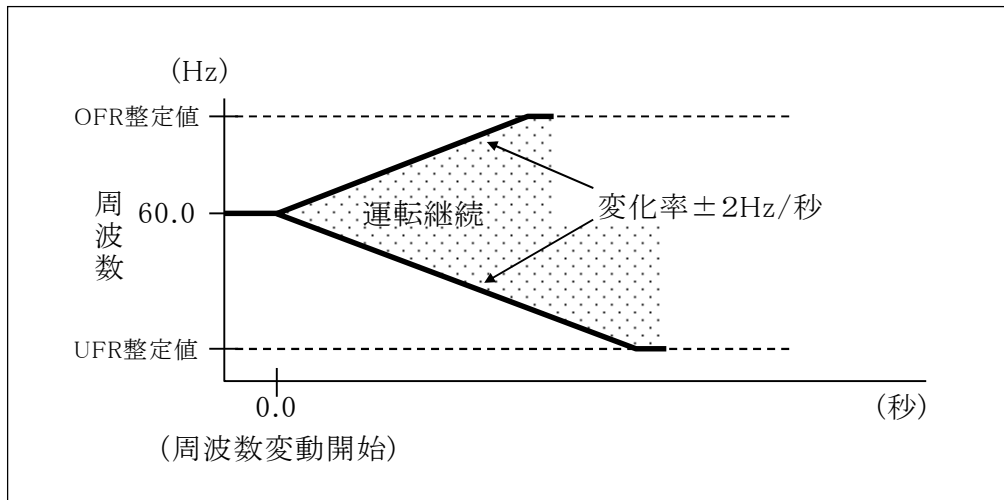
出力復帰動作（残電圧20パーセント未満の場合）



周波数変動耐量（ステップ上昇）



周波数変動耐量（ランプ上昇・下降）



11 保護装置の設置場所

保護装置は、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

12 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 過電圧リレーは、単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式および 3 相 3 線式については 2 相に設置すること。

なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

- (2) 不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，3 相 3 線式については 3 相に設置すること。

なお，単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

- (3) 周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相 2 線式，単相 3 線式および 3 相 3 線式について 1 相に設置すること。

- (4) 逆充電検出の場合は，次のとおりとすること。

イ 不足電力リレーは，単相 2 線式においては 1 相，単相 3 線式においては 2 相，3 相 3 線式については 3 相に設置すること。

なお、単相 3 線式では中性線と両電圧線間、3 相 3 線式では単相負荷がなければ 3 相電力の合計とできることといたします。

- ロ 不足電圧リレーは、単相 2 線式においては 1 相、単相 3 線式および 3 相 3 線式については 2 相に設置すること。

なお、単相 3 線式では中性線と両電圧線間とすること。

13 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次により保護装置を設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により、検出できる場合は省略できることといたします。

- イ 発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

- ロ 発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

- イ 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし、発電設備の故障対策用不足電圧リレーまたは過電流リレーにより、連系する系統の短絡事故が検出できる場合は、これにより代用することができます。

- ロ 誘導発電機、二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し、発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

(4) 単独運転防止対策

単独運転防止のため、過電圧リレー、不足電圧リレー、周波数上昇リレー、周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式および能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ 連系する系統のインピーダンス、負荷状況等を考慮し、確実に単独運転を検出できること。

ロ 頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

14 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 機械的な開閉箇所 2 箇所
- (2) 機械的な解列箇所 1 箇所および逆変換装置のゲートブロック
- (3) 発電設備等連絡用しゃ断器

15 発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は、周波数58.8ヘルツまでの場合は、発電機出力を低下しない、周波数58.8ヘルツを下回る場合は、1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える、ま

たは一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

16 接 地 方 式

接地方式は、連系する系統に適合した方式としていただきます。

17 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

なお、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であることまたは逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

18 電 圧 変 動

(1) 常時電圧変動対策

イ 連系する系統における低圧需要家の電圧を適正值（標準電圧100ボルトに対しては 101 ± 6 ボルト，標準電圧200ボルトに対しては 202 ± 20 ボルトといたします。）以内に維持していただきます。

なお、電圧規制点は構内負荷機器への影響を考慮し、原則として受

電点といたします。ただし、系統側の電圧が電圧上限値に近い場合で、発電設備等からの逆潮流の制限により発電電力量が低下するときは、当該発電設備等設置者以外の低圧需要家への供給電圧が適正値を逸脱するおそれがないことを条件として、電圧規制点を引込柱といたします。

- ロ 発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は、進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお、これにより対応できない場合は、配電線増強等の対策を行います。

また、発電設備等のパワーコンディショナーは逆潮流による電圧上昇を抑制する対策として、次に示す対策を行なっていただきます。

- (イ) 発電設備等のパワーコンディショナーに、適正電圧範囲内で常に一定の力率（80パーセントから100パーセントの範囲〔1パーセント刻みといたします。〕）で進相運転を行なう機能（力率一定制御）を有するものを用いること。
- (ロ) 太陽光発電設備（複数直流入力発電設備を含みます。）については、現時点における標準的な力率95パーセントに設定すること。ただし、連系点の潮流が順潮流状態の時は、力率を100パーセントに制御してもよい。

なお、高圧配電線等の系統状況により個別に力率を指定する場合には、力率を変更すること。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし、次に示す対策を行なっていただきます。

- イ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときには、限流リアクトル等を設置すること。

ハ 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ 誘導発電機の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。

なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ヘ 発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は、出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

19 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

20 過電流引き外し素子を有するしゃ断器の設置

単相3線式の電気方式で連系する場合であって、負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは、発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に、3極に過電流引き外し素子を有するしゃ断器を設置していただきます。

21 発電設備等の種類

連系する発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限り，ます。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の連系は，逆潮流がない場合，または逆潮流がある場合で，逆変換装置を用いた連系の場合と同等の単独運転検出および解列ができ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがないときに限り，ます。

22 発電機諸元

当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，第3者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといたします。

電源種	設備	諸元
共 通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
逆変換装置	発電プラント 制御装置	シーケンスブロック
		メーカー，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
風 力	発電プラント 制御装置	F R T要件の適用有無
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供し

ていただくことがあります。

23 フ リ ッ カ

発電設備等を設置する場合で、発電設備等の頻繁な並解列、出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧フリッカ対策等を行なういただきます。

なお、電圧フリッカ対策要否の判定基準例は、受電点における電圧フリッカレベル（ ΔV_{10} ）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は、0.23ボルト以下）に維持することといたします。

イ 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、静止型無効電力補償装置（以下「SVC」といいます。）の設置、サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ロ 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、SVC等の設置、配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお、これにより対応できない場合には、配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるとき（新型能動的方式を具備する場合等）は、発生する電圧フリッカの電圧変動周期にかかわらず無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また、単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより、系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には、発電設備等設置者は当社と協議のうえ、単独運転検出に影響のない範囲で、周波数フィードバックゲイン、無効電力の注入量の上下限值の変更等により、配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし、ソフトウェアの改修ができない場合等で、対策を講じることができないときは、機器取り替え、対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

24 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは、自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお、上記以外の発電設備等については、サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し、または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去、影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり、適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには、マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、速やかに必要な措置を講じる必要があるため、発電設備に関し、セキュリティ管理責任者を設置するとともに、氏名および一般加入電話番号または携帯電話番号を通知すること。

Ⅱ－２ 需要設備の連系要件

25 電 気 方 式

需要設備の電気方式は，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・３相３線式）と同一としていただきます。

26 力 率

- (1) 需要場所において，電灯または小型機器を使用する場合の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する場合については85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

27 高 調 波

系統内に著しい高調波を発生するおそれのある場合は，抑制装置を設置していただく等の対策を講じていただきます。

28 フ リ ッ カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

Ⅲ 高 圧 系 統 連 系

Ⅲ－１ 発電設備等の連系要件

29 電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

30 運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ 連続運転可能周波数

58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下

ロ 運転可能周波数

57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは1分程度以上としていただきます。

また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，F R T要件の適用を受ける発電設備等の検出レベルは57.0ヘルツ，それ以外は58.2ヘルツとし，検出時限は自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし，協調が取れる範囲の最大値は，2秒といたします。

ハ 逆変換装置を用いた発電設備等でF R T要件の適用を受けない設備は，ロの限りではありません。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正值に維持するため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお、並列時許容周波数は、標準周波数+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は、標準周波数+0.1ヘルツから+1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし、離島等、系統固有の事由等により個別に協議させていただきます場合があります。

31 力 率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持するため、原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするともに、進み力率とならないようにしていただきます。

なお、電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には、受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

32 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント、各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、56（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

33 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

(1) 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備、風力発電設備および蓄電池の場合

当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により0パーセントから

100パーセントの範囲（1パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし、ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

- (2) 逆潮流のある発電設備等のうち、火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって、燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）の場合

発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも30パーセント以下、バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし、停止による対応も可能といたします。

- (3) (1)および(2)の場合、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策内容を協議させていただきます。また、実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただき、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

34 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置、その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

35 不要解列の防止

(1) 保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化等を行なうために次の考え方にもとづき、保護協調を図ることを目的に適正な保護装置を設置していただきます。

なお、構内設備の故障に対しては、これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため、構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

イ 発電設備等の異常および故障に対しては、確実に検出・除去し、連系する系統に事故を波及させないために、発電設備等を即時に解列すること。

ロ 連系する系統の事故に対しては、迅速かつ確実に、発電設備等が解列すること。

ハ 上位系統事故時等の連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し、一般需要家を含むいかなる部分系統においても単独運転が生じないこと。

ニ 事故時の再閉路時に、発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、発電設備等は解列しないこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により、発電設備等の一斉解列、出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別ごとに定められるF R T要件を満たしていただきます。

なお、満たすべきF R T要件は次のとおりといたします。

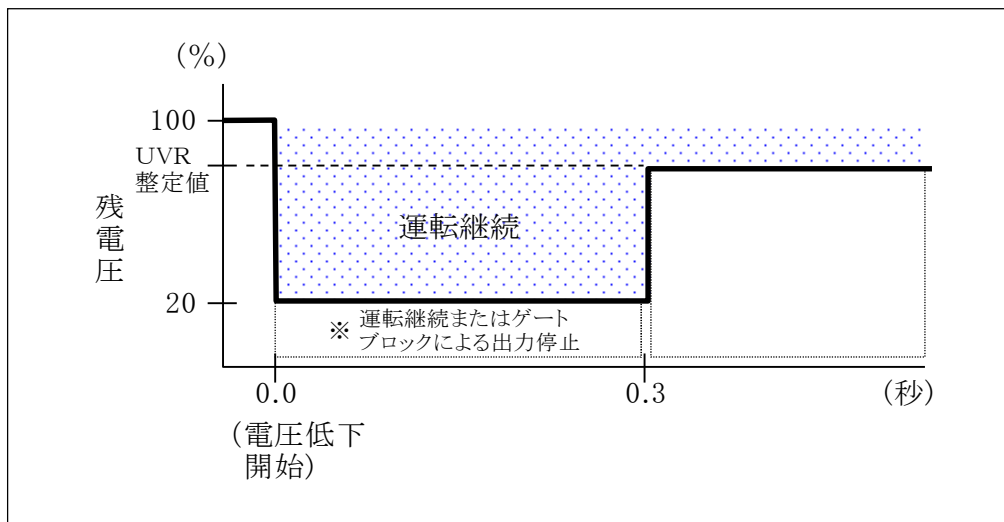
発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	60ヘルツ系統
		残電圧20パーセント以上 (運転継続)	残電圧20パーセント未満 (運転継続またはゲートブロックによる出力停止)	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下 (運転継続)	
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスタービン				
三相	太陽光	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後0.2秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ラング上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ
	風力	残電圧0パーセント・継続時間0.15秒と残電圧90パーセント・継続時間1.5秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し、電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰			- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ラング上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ
	蓄電池	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰 (RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。)	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後0.1秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰 (RPRが設置される場合は出力電力特性とRPRの協調を図るため、0.4秒以内の復帰としてもよい。)	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ラング上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ
	燃料電池※	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ状に±1.0ヘルツ、3サイクル間継続 - ラング上の±2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上 (運転継続)	残電圧20パーセント未満 (運転継続またはゲートブロックによる出力停止)	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下 (運転継続)	60ヘルツ系統
三相	ガスエンジン (単機出力35キロワット以下)	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- 電圧低下継続時間0.3秒以下 - 電圧復帰後1.0秒以内に電圧低下前の出力の80パーセント以上の出力まで復帰	- ステップ 状に±1.0ヘルツ、 3サイクル間継続 - ラング 上の± 2ヘルツ/秒 (周波数上限) 61.8ヘルツ (周波数下限) 57.0ヘルツ

※燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

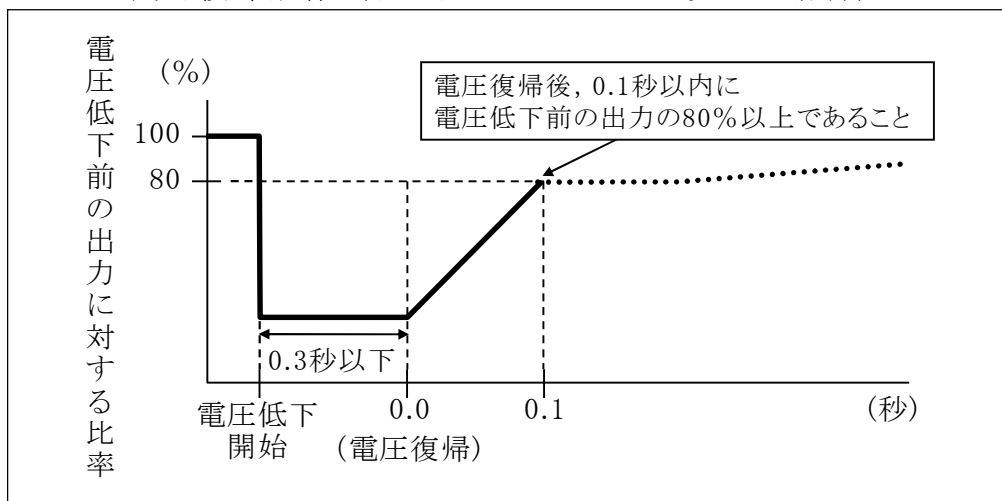
F R T 要件のイメージ（太陽光発電設備の例）

電圧低下耐量

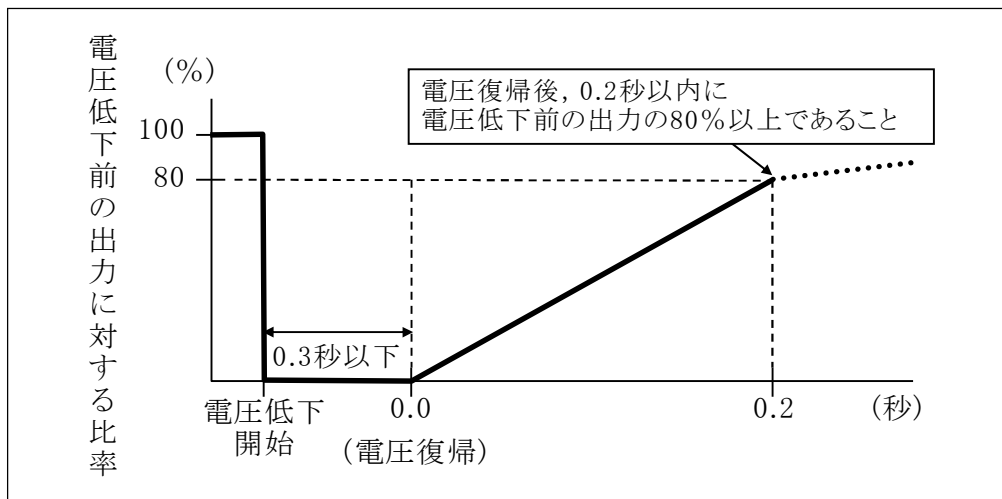


※ 三相短絡事故にともなう平衡した電圧低下時に限ります。

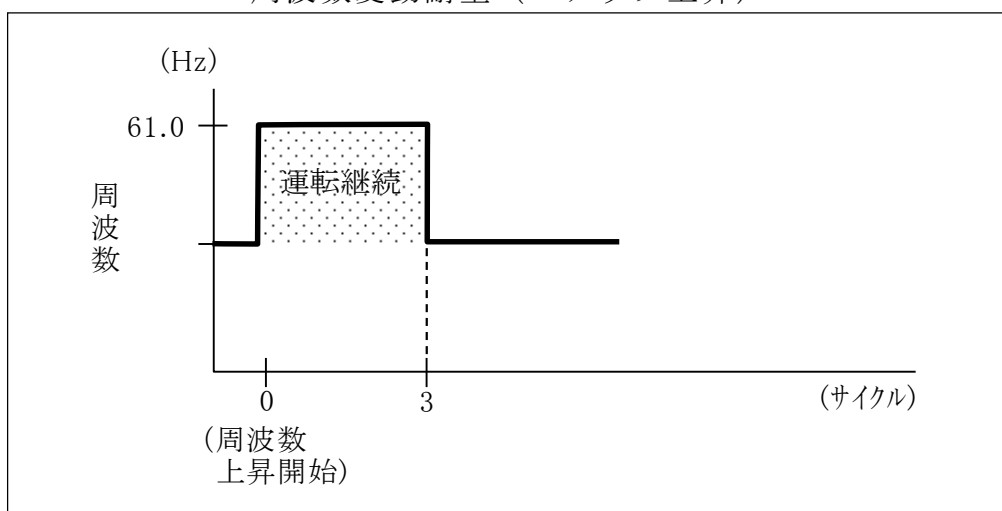
出力復帰動作（残電圧20パーセント以上の場合）



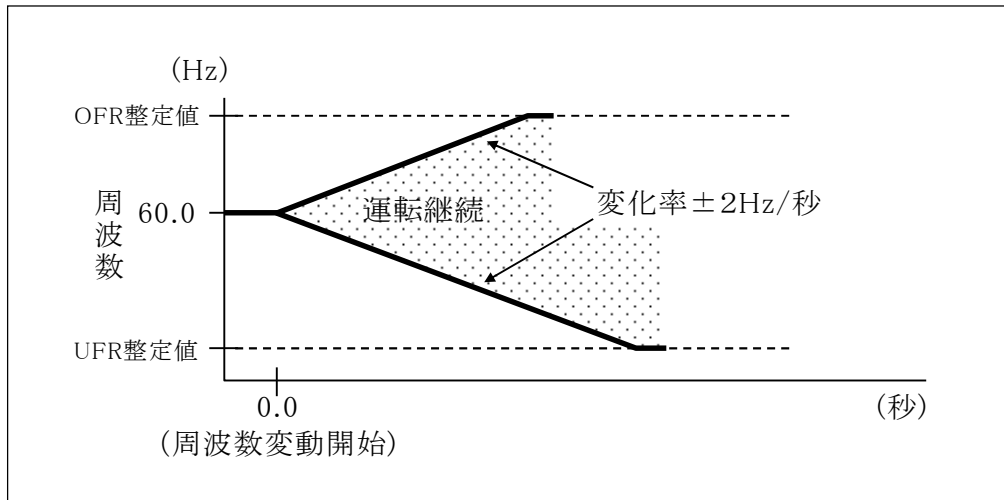
出力復帰動作（残電圧20パーセント未満の場合）



周波数変動耐量（ステップ上昇）



周波数変動耐量（ランプ上昇・下降）



36 保護装置の設置場所

保護装置は、受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

37 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，1相設置とすること。
- (3) 短絡方向リレーは，3相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合は，2相設置とすることができることといたします。
- (4) 不足電圧リレーは，3相設置とすること。ただし，短絡方向リレーと協調を図ることができる場合は，1相設置とすることができることといたします。
- (5) 不足電力リレーは，2相設置とすること。

38 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため、次に示す保護装置を設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により、検出できる場合は省略できることといたします。

イ 発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に、これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置していただきます。

ロ 発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に、これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置していただきます。

(2) 系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため、次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ 同期発電機の場合は、連系する系統における短絡事故を検出し、発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ 誘導発電機、二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し、発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

(3) 系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため、地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧リレーを省略できるものといたします。

イ 発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検知できる場合

ロ 逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき。

ハ 逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合であって、その出力容量が10キロワット以下のとき。

(4) 逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合、単独運転防止のため、発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに、転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし、専用線の場合は、周波数上昇リレーは省略できるものといたします。

なお、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ 連系する系統のインピーダンス、負荷状態等を考慮し、確実に単独運転を検出できること。

ロ 頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないこと。

(5) 逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合、単独運転防止のため、逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし、専用線の場合であって、逆電力リレーまたは不足電力リレーで単独運転を高速に検出できるときは、周波数低下リレーを省略できるものといたします。

なお、構内低圧線に連系する発電設備等において、その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ1方式以上を含むものに限りま。）を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備等が停止、または解列する場合は、逆電力リレーを省略できるものといたします。

また、単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

39 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、原則として、系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお、当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 受電用しゃ断器
- (2) 発電設備等出力端しゃ断器またはこれと同等の機能を有する装置
- (3) 発電設備等連絡用しゃ断器
- (4) 母線連絡用しゃ断器

また、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電氣的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

40 発電機運転制御装置の付加

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用したコージェネレーションを除きます。）は、周波数58.8ヘルツまでの場合は、発電機出力を低下しない、周波数58.8ヘルツを下回る場合は、1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える、または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備していただきます。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

41 自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線、配電用変圧器等が過負荷となるおそれがある場合には、自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

42 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため、当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。ただし、次のいずれかを満たす場合は、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

- (1) 専用線による連系であって、連系する系統の自動再閉路を必要としない場合
- (2) 転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合
- (3) 2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合
- (4) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し、かつ、それぞれが別のしゃ断器により連系をしゃ断できる場合
- (5) 逆潮流がない場合で、系統との連系に係わる保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、しゃ断器および制御用電源配線が2系列化されており、これらが互いにバックアップ可能となっているとき。ただし、2系列目の上記装置については、次のうちいずれか1方式以上を用いて簡素化することができます。

イ 保護リレーの2系列目は、不足電力リレーのみとすることができます。

ロ 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置した場合、1系列目と2系列目を兼用できます。

ハ 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置した

場合， 1 系列目と 2 系列目を兼用できます。

43 接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

44 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

45 電 圧 変 動

- (1) 常時電圧変動対策

連系する系統における低圧需要家の電圧を適正值（標準電圧100ボルトに対しては 101 ± 6 ボルト，標準電圧200ボルトに対しては 202 ± 20 ボルトといたします。）以内に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下，逆潮流による系統の電圧上昇等により適正值を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強，専用線による連系を行なう等の対策を行ないます。

イ 発電設備等の脱落等により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限し，または適正な電圧が維持できる範囲まで自動的に負荷を制限する自動負荷遮断装置を設置すること。

ロ 発電設備等の逆潮流により低圧需要家の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。また，受電点および発電端の力率は，協議により決定することとし，高圧配電線等の系統状況により個別に力率を指定する場合には，力率を変更すること。

なお，自動電圧調整の手段は，逆潮流電力の大きさや発電設備等の形式により，以下の4方式などから選択すること。

(イ) 発電設備等を一定の遅相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサ（一般には開放）で受電点の力率を所定力率に調整する。

(ロ) 発電設備等を一定の進相で運転して，一定値以上の逆潮流が発生するときに力率改善用コンデンサで受電点の力率を所定力率に調整する。

(ハ) 一定値以上の逆潮流が発生するときに，力率改善用コンデンサを一定値まで減じ，かつ発電設備等の無効電力出力を制御して受電点の力率を所定力率に調整する。ただし，発電設備等の無効電力出力が限界値となる場合には，有効電力を減ずることによって電圧上昇の抑制をするとともに受電点の力率を所定力率に調整すること。

(ニ) パワーコンディショナーの進相または遅相運転による力率一定制御（80パーセントから100パーセントの範囲〔1パーセント刻みといたします。〕）またはSVCの制御などにより，受電点の力率を所定力率に調整する。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内

とし、次に示す対策を行なっていただきます。

イ 同期発電機の場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ 二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ 誘導発電機の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。

なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策を行なうこと。

ニ 自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は、自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ 他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。

ヘ 発電設備等の出力変動または頻繁な並解列が問題となる場合は、出力変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は、その抑制対策を実施すること。

46 短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

47 発電機定数・諸元

- (1) 発電機並列時の短絡電流抑制対策等の面から，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。
- (2) 当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，第3者認証機関発行の認証証明書による提供もできるものといえます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料
	受電用変圧器，連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		C T比，V T比
		シーケンスブロック

電源種	設備	諸元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF幅，CV，ICVモデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT要件の適用有無
風力	発電プラント 制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

また，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

48 昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策，発電機並列時の電圧低下対策等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また，電圧タップ値等を指定させていただく場合があります。

49 連絡体制

発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故およ

び系統側の事故等により，連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社と発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等と当社との間には，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は次のうちのいずれかを用いることができます。

- (1) 専用保安通信用電話設備
- (2) 電気通信事業者の専用回線電話
- (3) 次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

イ 発電者，発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとすること。

ロ 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

ハ 停電時においても通話可能なものであること。

ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止すること。

また，その旨が保安規程上明記されていること。

50 バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者で発電・放電出力を抑制していただきます。ただし，配

電用変電所に保護装置等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合はこの限りではありません。

51 フ リ ッ カ

発電設備等を設置する場合で，発電設備等の頻繁な並解列，出力変動または単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときには，次に示す電圧フリッカ対策等を行なういただきます。

なお，電圧フリッカ対策要否の判定基準例は，受電点における電圧フリッカレベル（ ΔV_{10} ）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下）に維持することといたします。

イ 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVCの設置，サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ロ 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには，SVC等の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強等の実施または専用線により連系するものといたします。

ハ 単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがあるときは，系統および当該発電設備等設置者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量ならびに正帰還ゲインの大ききとすること。

なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統

状況の変化，発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため，能動信号の変動量および正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としておくこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電設備等設置者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量，正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じること。ただし，ソフトウェアの改修ができない場合等で，対策を講じることができないときについては，機器取り替え，対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

52 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を

講じること。

- (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅲ－２ 需要設備の連系要件

53 電 気 方 式

需要設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流３相３線式）と同一としていただきます。

54 力 率

- (1) 供給地点の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

55 保護装置の設置

発電者、需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

56 高 調 波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

- (1) 対象者は6,600ボルトの系統に連系する場合で、使用する高調波発生機器の容量を6パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下、この項において「等価容量」といいます。）が

50キロボルトアンペアをこえる発電者，需要者または契約者といたします。

なお，上記の等価容量を算出する場合に対象となる高調波発生機器は，300ボルト以下の系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気および電子機器（家電および汎用品）以外の機器といたします。また，設備の新增設等により，新たに該当することになる場合においても適用するものといたします。

- (2) 対象者においては，系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施していただきます。

イ 高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ 高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ 対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ 構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものといたします。

- (3) 系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高調波の次数ごとに，次表に示す契約受電電力1キロワットあたりの高調波流出電流の上限値に当該契約受電電力（キロワットを単位といたします。）を乗じた値といたします。

- (4) (2)の高調波流出電流が，(3)の高調波流出電流の上限値をこえる場合には，発電者，需要者または契約者において高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力1キロワットあたりの高調波流出電流の上限値

(単位：ミリアンペア／キロワット)

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次 超過
6,600ボルト	3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

57 フ リ ッ カ

電気炉，溶接機等の特殊負荷等により，系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は，負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

58 電 圧 変 動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施していただきます。

59 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

IV 特別高圧系統連系

IV－1 発電設備等の連系要件

60 電 気 方 式

発電設備等の電気方式は最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく、相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き、連系する系統の電気方式（交流 3 相 3 線式）と同一としていただきます。

61 運転可能周波数・並列時許容周波数

(1) 運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は、次のとおりとしていただきます。

イ 連続運転可能周波数

58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下

ロ 運転可能周波数

57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下

なお、周波数低下時の運転継続時間は、58.2ヘルツでは10分程度以上、57.6ヘルツでは1分程度以上としていただきます。

また、周波数低下リレーの整定値は、原則として、検出レベルを57.0ヘルツとし、検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値としていただきます。ただし、協調が取れる範囲の最大値は、2秒以上といたします。

(2) 並列時許容周波数

系統周波数を適正值に維持するため、並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお、並列時許容周波数は、標準周波数+0.1ヘルツ以下（設定可能範囲は、標準周波数+0.1ヘルツから+1.0ヘルツまでといたします。）といたします。ただし、離島等、系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

62 力 率

発電者の受電地点における力率は、連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし、必要な場合は当社からの求めに応じて、力率を変更できるものとしていただきます。

なお、発電設備等の安定に運転できる範囲は、原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

また、逆潮流がない場合は、原則として受電地点における力率を系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに、系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

63 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は、逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント、各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

また、その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には、90（高調波）に準じた対策を実施していただきます。

64 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

- (1) 逆潮流のある発電設備等のうち、太陽光発電設備、風力発電設備および蓄電池の場合

当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により 0 パーセントから 100 パーセントの範囲（1 パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くこともできるものといたします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置またはその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし、ウィンドファームとしての運用がない風力発電設備またはウィンドファームコントローラがない風力発電設備については、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

- (2) 逆潮流のある発電設備等のうち、火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし、再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス電源であって、燃料貯蔵または技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）の場合

発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し、その最低出力を発電端の定格出力に対して、火力発電設備（混焼バイオマス発電設備を含みます。）については多くとも 30 パーセント以下、バイオマス発電設備（混焼バイオマス発電設備を除きます。）については多くとも 50 パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし、停止による対応も可能といたします。

- (3) (1)および(2)の場合、自家消費を主な目的とした発電設備等については、個別の事情を踏まえ対策内容を協議させていただきます。また、実証設備の実証期間中の扱いについては、技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます、実証期間終了後は、再協議させていただきます。

65 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には、当社の求めに応じて、当社からの遠隔制御により、送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置、その他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

66 不要解列の防止

(1) 保 護 協 調

発電設備等の故障または系統の事故時に、事故の除去、事故範囲の局限化、系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために、次の考え方にもとづき保護協調を図っていただきます。

なお、構内設備の故障に対しては、これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため、構内設備を当該系統からしゃ断していただきます。

イ 発電設備等の異常および故障に対しては、この影響を連系する系統へ波及させないために、発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ 連系する系統に事故が発生した場合は、原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし、再閉路方式によっては、解列が不要な場合もあります。

ハ 上位系統事故、連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって、単独運転が認められないときには、発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ 連系する系統における事故後再閉路時に、原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ 連系する系統以外の事故時には、原則として発電設備等は解列しないこと。

ヘ 連系する系統から発電設備等が解列する場合には、逆電力リレー、不足電力リレー等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要なしゃ断を回避できる時限で行なうこと。

(2) 事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下、周波数変動等により、発電設備等の一斉解列、出力低下継続等が発生し、系統全体の電圧・周波数維

持に大きな影響を与えることを防止するため、発電設備等の種別ごとに定められるF R T要件を満たしていただきます。

なお、満たすべきF R T要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動 (運転継続)
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧20パーセント以上 (運転継続)	残電圧20パーセント未満 (運転継続またはゲートブロックによる出力停止)	残電圧52パーセント以上・位相変化41度以下 (運転継続)	60ヘルツ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

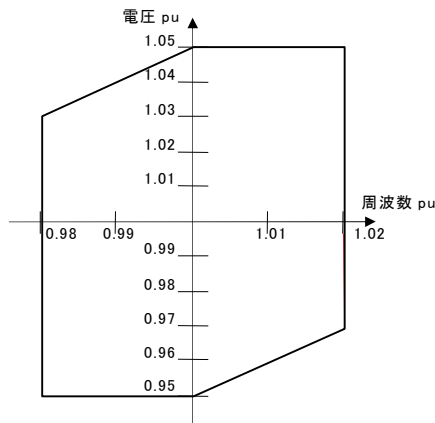
(3) 電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止、需要増加等にともない、電圧・周波数変動が継続する状況においても、発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため、以下の端子電圧および周波数変動範囲においては、発電設備等を連続運転し、発電設備等の保護装置等による解列を行わないものとしていただきます。

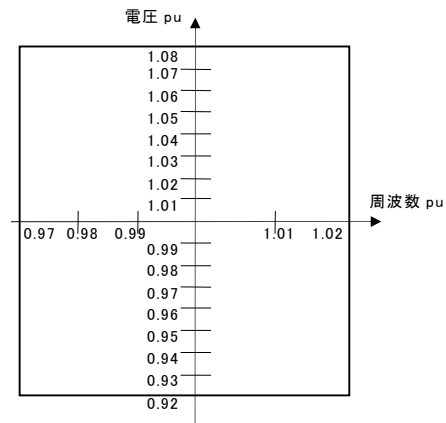
なお、これを超える端子電圧および周波数変動においても、設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

また、電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

同期発電機・誘導発電機



逆変換装置



ただし、周波数変動範囲に対しては、61（運転可能周波数・並列時許容周波数）(1)に定める運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

67 保護装置の設置

(1) 発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

(2) 系統側事故対策

イ 短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため、原則として、連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし、系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には、次のとおりとしていただきます。

(イ) 同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し、発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。

なお、当該リレーが有効に機能しない場合は、短絡方向距離リ

レーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

- (ロ) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

なお，この不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができることといたします。

ロ 地 絡 保 護

系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

- (イ) 中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

- (ロ) 中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

- a 発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合
- b 発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合
- c 逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお，連系当初は地絡過電圧リレーを省略可能な場合であって

も、その後構内の負荷状況の変更、電力系統の変更等によって、地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなったときには、発電者、発電設備等を系統連系する需要者または契約者の責任において、地絡過電圧リレーを設置していただきます。

ハ 保護装置の系列数

当社の標準的な方式に合わせた保護装置の多重化等を図っていただく場合があります。

(イ) 保護装置の二系列化

(ロ) 後備保護との組合せ

(3) 単独運転防止対策

イ 逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。この場合、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは、単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし、上記特性を有しないときは、単独運転状態になった場合に系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。

なお、必要により周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送しゃ断装置を設置していただく場合があります。

また、単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり、系統電源と当該発電設備等の周波数、電圧および位相差が合致しない場合には、当社からの指令を受け、当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ 逆潮流がない場合

単独運転防止のため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを

設置していただきます。ただし、発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって、周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは、逆電力リレーを設置していただきます。

(4) 事故波及防止対策

系統事故等による発電設備等の脱調、周波数異常、設備過負荷、電圧異常等を防止するため、必要により次の事故波及防止リレーを設置していただく場合があります。

- イ 系統安定化装置
- ロ 脱調分離リレー
- ハ 周波数リレー
- ニ 過負荷保護リレー
- ホ 不足電圧リレー
- ヘ 転送しゃ断装置

(5) 構内設備事故対策

構内設備事故対策として、発電者、需要者または契約者の需要場所または事業場所における構内設備の短絡事故時または地絡事故時に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。

(6) 事故除去時間

中性点直接接地系統においては、同期安定度確保、瞬時電圧低下の影響および電磁誘導障害対策面で高速な事故除去が求められるため、連系点および同一電圧階級設備の遮断器ならびに保護リレーの動作時間を次のとおりとしていただきます。

- イ 遮断器
 - 2サイクル以内
- ロ 保護リレー（短絡・地絡事故除去用）
 - 2サイクル以内

なお，上記を基本として，中性点直接接地系統以外を含めて，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

68 再 閉 路 方 式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用するときは，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

69 保護装置の設置場所

保護装置は，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

70 解 列 箇 所

保護装置が動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。

なお，当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

- (1) 受電用しゃ断器
- (2) 発電設備等出力端しゃ断器
- (3) 発電設備等連絡用しゃ断器
- (4) 母線連絡用しゃ断器

また，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電氣的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

ただし，母線保護リレー装置が動作した場合には，同一母線に接続された送電線および連系用変圧器等をすべてしゃ断していただきます。

71 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとさせていただきます。

- (1) 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。
- (2) 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは1相設置とすること。
- (3) 不足電力リレーは2相設置とすること。
- (4) 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは3相設置とすること。

72 自動負荷制限・発電抑制

- (1) 自動負荷制限・発電抑制

イ 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行っていただきます。

また，系統事故等により他の送電線，変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度，周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制もしくは発電しゃ断，または発電増出力（揚水しゃ断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行っていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ロ 出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池は，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することになるため，イは適用いたしません。

- (2) N - 1 電 制

あらかじめ当社が指定した送配電線1回線，変圧器1台その他の電力設

備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「N－1電制」といいます。）を実施することで、運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合、N－1電制を実施するために発電設備等に施設する制御装置等（以下「N－1電制装置」といいます。）を施設することが適当であると判断した発電設備等を指定して、当該発電設備等を維持および運用する発電者または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して、N－1電制装置の施設を求めることがあります。この場合、発電者は、正当な理由がない限り、発電場所へのN－1電制装置の施設その他N－1電制の実施に必要な対応をしていただきます。

73 線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のために、発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置いたします。

なお、22,000ボルトの系統に連系する場合は、必要に応じて設置いたします。

ただし、逆潮流がない場合であって、電力系統との連系に係る保護リレー、計器用変流器、計器用変圧器、しゃ断器および制御用電源配線が、相互予備となるように2系列化されているときは、線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合、次のいずれかにより簡素化することができます。

- (1) 2系列の保護リレーのうちの1系列は、不足電力リレーのみとすることができます。
- (2) 計器用変流器は、不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合、1系列目と2系列目を兼用できます。
- (3) 計器用変圧器は、不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場

合， 1 系列目と 2 系列目を兼用できます。

74 発電機運転制御装置の付加

(1) 系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，以下の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。

なお，設置については個別に協議させていただきます。

イ PSS (Power System Stabilizer)

ロ 超速応励磁自動電圧調整機能

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備，混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）および揚水発電設備（発電方向）については，以下の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ 火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス発電設備を除きます。）

(イ) ガバナフリー運転

タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ロ) LFC (Load Frequency Control：負荷周波数制御) 機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ) 周波数変動補償機能

標準周波数 ± 0.2 ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値

に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

(二) EDC (Economic load Dispatching Control : 経済負荷配分制御) 機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

(ホ) 出力低下防止機能

火力発電設備およびコージェネレーション（ガスタービン・ガスエンジンを採用した60,000キロワット未満のコージェネレーションを除きます。）は、周波数58.8ヘルツまでの場合は、発電機出力を低下しない、周波数58.8ヘルツを下回る場合は、1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える、または一度出力低下しても回復する機能もしくは装置を具備すること。

なお、周波数変動に鋭敏な負荷設備または構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため、自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については、対策内容を協議させていただきます。

また、具体的な発電設備の性能は、次のとおりといたします。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	100,000キロワット以上	
		ガスタービン発電設備 (GT) およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備 (GTCC)	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※ ⁶
機能・仕様等	GF調定率	5 パーセント以下	5 パーセント以下
	GF幅※ ¹	5 パーセント以上 (定格出力基準)	3 パーセント以上 (定格出力基準)
	GF制御応答性	2 秒以内に出力変化開始, 10秒以内にGF幅の出力変化完了※ ⁷ GF制御応答性	
	LFC幅	± 5 パーセント以上 (定格出力基準)	± 5 パーセント以上 (定格出力基準)
	LFC変化速度※ ²	5 パーセント/分以上 (定格出力基準)	1 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※ ⁷	60秒以内に出力変化開始※ ⁷
	EDC変化速度※ ²	5 パーセント/分以上 (定格出力基準)	1 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※ ⁷	60秒以内に出力変化開始※ ⁷
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上 (定格出力基準)	1 パーセント/分以上 (定格出力基準)
	最低出力※ ³ ※ ⁴ (定格出力基準)	30パーセント以下※ ⁸ DSS 機能具備※ ⁵	30パーセント以下※ ⁸

※1 GTおよびGTCCについては負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力 5 パーセント以上、その他の発電機については定格出力の 3 パーセント以上を確保。定格出力付近等の要件を満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止または低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には別途協議。

※3 気化ガス (BOG) 処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

※4 EDC/LFC指令で制御可能な最低出力。ただし、停止により対応をする発電設備の場合は、この限りではありません。

※5 日間起動停止運転 (DSS) は、発電機解列から並列まで 8 時間以内で可能なこと。

※6 地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※7 記載の秒数は目安値とし、可能な限り早期に出力変化開始し、出力変化完了すること。

※8 64 (需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制) によります。

また、周波数調整機能に必要な受信信号 (EDC・LFC指令値、LFC増/減指令、運転可能出力帯 [バンド] 指令) を受信する機能および必要な送信信号 (現在出力、可能最大発電出力 [GTおよびGTCCのみ])、

EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障，運転可能出力帯〔バンド〕状態）を送信する機能を具備していただきます。

ロ 揚水発電設備（発電方向）

(イ) ガバナフリー運転

水車の调速機（ガバナ）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転（ガバナフリー運転）する機能を具備すること。

(ロ) LFC（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのLFC信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

(ハ) 周波数変動補償機能

標準周波数から当社が指定する閾値を超えた場合，系統の周波数変動により，ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が，出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。ただし，同等の機能を有する場合は省略することができます。

(ニ) EDC（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	発電機定格出力	10,000キロワット以上
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下
	GF幅	最低～定格出力
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内に 変化量を完了 (定格出力の5パーセント到達にて出力変化の完了とする) ※1，※2
	LFC幅	最低～定格出力※1
	LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	10秒以内に出力変化開始※2，※3
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）

※1 水路系の影響により制約が発生する場合は別途協議。

※2 記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

※3 慣性モーメントが大きい発電機は個別協議。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（EDC・LFC指令値，EDC・LFC運転指令）を受信する機能および必要な送信信号（現在出力，EDC・LFC使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

(3) 早期再並列のための機能

定格出力の合計が400,000キロワット以上の火力（GTCC）発電設備については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

(4) 電圧調整のための機能

イ 220,000ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ 受電電圧が110,000ボルト以下の発電者の発電機でも，必要により，

イと同じ機能を具備していただくことがあります。

75 中性点接地装置の付加および電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は、昇圧変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。

また、中性点接地装置の設置により、当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には、適切な対策を講じていただきます。

- (1) 110,000ボルト以下の系統に連系する場合は、必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。
- (2) 220,000ボルト以上の系統に連系する場合は、昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

76 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合、設置する変圧器は、直流流出防止専用である必要はありません。

なお、次のすべての条件に適合する場合は、変圧器の設置を省略することができます。

- (1) 逆変換装置の交流出力側で直流を検出し、交流出力を停止する機能を有すること。
- (2) 逆変換装置の直流回路が非接地であること、または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

77 電 圧 変 動

- (1) 常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は、常時電圧の概ね ± 1 パーセントから2パーセント以内を適正值とし、この範囲を逸脱しないよう、自動電圧調整装置（A V R）の設置等により、自動的に電圧を調整していただきます。

なお、22,000ボルトの系統と連系する場合の電圧の適正值は、その系統に連系されている低圧の需要において 101 ± 6 ボルトまたは 202 ± 20 ボルトといたします。

(2) 瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において、瞬時的に発生する電圧変動に対しても、常時電圧の ± 2 パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ 同期発電機を用いる場合は、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ 二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には、自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ 誘導発電機を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から ± 2 パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置すること。

なお、これにより対応できない場合には、同期発電機を用いる等の対策をしていただきます。

ニ 自励式の逆変換装置を用いる場合は、自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ 他励式の逆変換装置を用いる場合で、並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が適正值（常時電圧の2パーセントを目安といたします。）を逸脱するおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置する

こと。

なお、これにより対応できない場合には、自励式の逆変換装置を用いていただきます。

へ 発電設備等の出力変動または頻繁な並解列による電圧変動により他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがあるときまたは適正値を逸脱するおそれがあるときには、次に示す電圧変動の抑制または並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

なお、電圧フリッカ対策要否の判定基準例は、受電点における電圧フリッカレベル（ ΔV_{10} ）を0.45ボルト以下（当該設備のみの場合は、0.23ボルト以下）に維持することといたします。

(イ) 風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、SVCの設置、サイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

(ロ) 風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがあるときには、SVC等を設置すること。

(3) その他

連系用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は、その抑制対策を実施していただきます。

78 出力変動対策

再生可能エネルギー発電設備を連系する場合であって、出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは、出力変化率制限機能の具備等の対策を行なっていただきます。

(1) 太陽光発電設備の場合

発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出

力を調定率に応じて、自動的に出力変化すること。

(2) 風力発電設備の場合

イ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、連系点での5分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なうこと。

なお、ウィンドファームコントローラを有しない小規模な発電場所については、対策を別途協議することといたします。

ロ 高風速時にカットアウトが予想される場合は、即座に停止しないよう、ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。

また、カットインが予想される場合は、徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

ハ 発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において、系統周波数が上昇または低下し適正値を逸脱するおそれがある場合は、発電設備の出力を調定率に応じて自動的に出力変化すること。

なお、具体的な発電設備の性能は、次の範囲で当社から指定する値といたします。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議させていただきます。

	定格出力合計	10,000キロワット以上
		太陽光発電設備または風力発電設備
機能・仕様等	調定率	2～5パーセント
	制御応答性	2秒以内に出力変化開始、10秒以内に変化量を完了 (出力変化量の50パーセント到達にて出力変化の完了とする)
	不感帯	±0.2ヘルツ以下
	リザーブ量 (出力変化幅) ※	0～10パーセント (定格出力基準)

※ リザーブ量は系統周波数低下時の出力増加対応として、発電出力の抑制時に使用可能なこと。

79 短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者のしゃ断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は、短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

80 発電機定数・諸元

- (1) 連系系統、電圧階級によっては、発電機の安定運転対策、短絡・地絡電流抑制対策、慣性低下対策等の面から、発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。
- (2) 当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器，高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源，対策設備資料

電源種	設備	諸元
共通	受電用変圧器, 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧ごと，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・ 構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		C T 比，V T 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数

電源種	設備	諸元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，G F 幅，C V，I C Vモデルを含む）
		L F C・発電機出力制御ブロック
		E D C変化速度（出力ごと）
		L F C幅・変化速度（出力ごと）
		出力キープタイム（出力ごと，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他）
		応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（A V R，P S S，P S V R）
		F R T要件の適用有無
		過励磁保護59 V／Fブロック
		O E L，U E Lブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（キロワット/{立方メートル/秒}）

電源種	設備	諸元
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカー，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		F R T要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力
太陽光	発電プラント 制御装置	発電機・制御モデル，モデルの各種定数
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力行特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラの有無
		発電機・制御モデル，モデルの各種定数
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

81 昇圧用変圧器

連系系統および電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等の面から，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。

また、無電圧タップ切替器の仕様（タップ数、電圧値、調整幅等）等を指定させていただく場合があります。

82 連 絡 体 制

- (1) 発電者、発電設備等を系統連系する需要者または契約者の構内事故および系統側の事故等により、連系用しゃ断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し、または発生するおそれがある場合を含みます。）には、当社と発電者、発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない、速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため、当社と発電者、発電設備等を系統連系する需要者または契約者の技術員駐在箇所等との間には、保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし、保安通信用電話設備は、22,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができます。

イ 専用保安通信用電話設備

ロ 電気通信事業者の専用回線電話

ハ 次の条件を全て満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

- (イ) 発電者、発電設備等を系統連系する需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式といたします。）とし、発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。
- (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。
- (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。

- (二) 災害時等において当社と連絡が取れない場合には、当社との連絡が取れるまでの間発電設備等の解列または運転を停止すること。

また、その旨が保安規程上明記されていること。

- (2) 特別高圧電線路と連系する場合には、当社と発電者、発電設備等を系統連系する需要者または契約者との間に、系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合、収集する情報は、原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用しゃ断器の開閉状態※ ¹
	連系用しゃ断器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	電圧・無効電力の制御モード※ ²

情報種別	情報内容
テレメータ	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※ ³
	発電最大能力値※ ⁴ （風力発電設備の場合）

※¹ 慣性把握のため、系統に慣性を供給できる同期発電機は、最小単位の発電設備1台ごとに設置していただきます。

※² 電圧無効電力制御を行なう場合は必要に応じて収集いたします。

※³ ナセルで計測する風向・風速

※⁴ 運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮いたします。）の合計。ただし、困難な場合は運転可能な発電設備の台数といたします。

83 電気現象記録装置

発電機の挙動等を正確に把握するため、短い周期で時刻同期のとれた電圧、電流、電力等の計測値を連続的に記録し、当社へ伝送する電気現象記

録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

84 サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法に基づき，電力制御システムセキュリティガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。ただし，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために次のとおり，適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

- (1) 外部ネットワークその他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。
- (2) 発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。
- (3) 発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

IV－2 需要設備の連系要件

85 電 気 方 式

需要設備の電気方式は、連系する系統の電気方式（交流 3 相 3 線式）と同一としていただきます。

86 力 率

- (1) 供給地点の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

87 保護装置の設置

- (1) 発電者、需要者または契約者の電気設備の故障および需要場所または事業場所に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただきます。
- (2) 連系された系統に短絡または地絡事故が生じた場合に自動的に事故を除去するための保護装置を設置していただくことがあります。この場合、接続する系統と同一の保護装置を設置していただきます。

88 線路無電圧確認装置の設置

73（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。

89 連 絡 体 制

- (1) 当社との間には、保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし、22,000ボルトの系統と連系する場合には、次のうちのいずれかを用いることができるものといたします。

イ 電力保安通信用電話設備

ロ 電気通信事業者の専用回線電話

ハ 次の条件をすべて満たす場合においては、一般加入電話または携帯電話

- (イ) 発電者、需要者または契約者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員所在箇所へつながる単番方式といたします。）とし、変電設備等の保守監視場所に常時設置されているものとする。

- (ロ) 話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）とすること。

- (ハ) 停電時においても通話可能なものであること。

- (2) 当社との間に、系統運用上等必要となる情報（開閉機器の開閉状態、有効および無効電力等）を収集できるよう給電情報伝送装置（スーパービジョン、テレメータ等）を必要に応じて設置することといたします。

90 高 調 波

高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより、系統に高調波電流を流出する場合は、その高調波電流を抑制するため、次の要件にしたがっていただきます。

- (1) 対象となる発電者、需要者または契約者

イ 対象となる発電者、需要者または契約者は、次のいずれかに該当する発電者、需要者または契約者（以下「対象者」といいます。）といたします。

(イ) 22,000ボルトの系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，その施設する高調波発生機器の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下，この項において「等価容量」といいます。）の合計が300キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者

(ロ) 66,000ボルト以上の系統から受電する発電者，需要者または契約者であって，等価容量の合計が2,000キロボルトアンペアを超える発電者，需要者または契約者

ロ イの等価容量を算出する場合に対象とする高調波発生機器は，300ボルト以下の商用電源系統に接続して使用する定格電流20アンペア／相以下の電気・電子機器以外の機器といたします。

ハ 対象者が，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する場合等に適用いたします。

なお，ロに該当する高調波発生機器を新設，増設または更新する等によって対象者に該当することになる場合においても適用いたします。

(2) 高調波流出電流の算出

対象者から系統に流出する高調波流出電流の算出は次によるものいたします。

イ 高調波流出電流は，高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し，これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものいたします。

ロ 高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計するものいたします。

ハ 対象とする高調波の次数は40次以下といたします。

ニ 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮することができるものいたします。

(3) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は，高

調波の次数ごとに、次表に示す需要者の契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に当該対象者の契約電力（キロワット単位といたします。）を乗じた値といたします。

(4) 高調波流出電流の抑制対策の実施

対象者は、(2)の高調波流出電流が、(3)の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう必要な対策を講じていただきます。

契約電力1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

(単位：ミリアンペア／キロワット)

受電電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22,000ボルト	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66,000ボルト	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
110,000ボルト	0.35	0.25	0.16	0.13	0.10	0.09	0.07	0.07
220,000ボルト	0.17	0.12	0.08	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03

91 フ リ ッ カ

電気炉、溶接機等の特殊負荷等により、系統内の電圧に変動を与えるおそれのある場合は、負荷に応じた抑制装置を設置していただきます。

92 電 圧 変 動

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流発生にともなう瞬時電圧低下により、系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は、その抑制対策を実施していただきます。

93 サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインに準拠した対策を講じていただきます。